

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく外部提供について
----	--

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（外部提供）

（担当部課：教育委員会事務局教育指導課）

事業の概要

事業名	児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく外部提供について
担当課	教育指導課
目的	学校と警察がより緊密な連携を行うことによる、児童・生徒の非行及び犯罪の未然に防止、健全育成の効果的な推進
対象者	新宿区立小学校、中学校及び養護学校
事業内容	<p>区では、平成17年に新宿区教育委員会と警視庁との間で「児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定書」を締結し、当該協定に基づく連携を実施してきた。連絡にあたっては、取り扱う個人情報を適正に管理し、個人情報保護を図るために必要な事項を定め、学校から警察への外部提供事案等について、記録を作成しており、その内容について報告する。</p> <p>※外部提供については、資料93-1のとおり ※本人外収集については、参考93-1のとおり</p>

**件名 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協
定に基づく外部提供について**

保有課(担当課)	教育指導課
登録業務の名称	児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度
登録業務の目的	警察と新宿区立学校との緊密な連携を行うことによる、非行及び犯罪の未然防止
外部提供の相手方	原則として、学校所在地を管轄する警察署。但し、問題行動等の内容により、必要な場合は、他の警察署と連絡するものとする。
外部提供を行う理由	学校側からの情報を警察が早期に把握し、対応を可能にするため
外部提供を行う情報項目	対象事案に係る児童・生徒の氏名、性別、年齢、学年、住所、電話番号、保護者名、事案の概要、対象事案に係る児童・生徒の健全育成に資するため、校長が必要と認める事項
外部提供を行う際に使用する記録媒体	口頭(電話または面接による)
外部提供に当たっての情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
外部提供の時期	令和5年2月1日から令和5年11月30日まで (次年度以降も、同様の外部提供を行う。)
緊急時の外部提供における本人通知の状況	—